

佐世保市民スポーツ情報サイト「PLAY!」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市スポーツ情報サイト「PLAY!」（以下「PLAY!」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 PLAY!に掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) PLAY!の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会生活に支障をきたすような、社会の欠陥・矛盾・不合理から生じる各種の問題についての主義主張
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 前各号にあげるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると公益財団法人佐世保市体育協会（以下「体協」という。）が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横120ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG
容量	15KB以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページはトップページとし、広告の位置及び枠数は体協が別に定める。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、バナー広告の掲載を開始する日から当該年度の3月31日までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告の掲載料)

第7条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、体協が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、PLAY!等の広報媒体を活用して公募するものとする。

2 広告の公募を行うにあたって、体協は広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告案の原稿を添えて、申し込むものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 体協は、前条の規定による申し込みがあったときは、第3条の規程に基づき広告の内容、デザイン等（リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。）について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 体協は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

(広告掲載料金の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、体協が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、体協が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第12条 体協は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 体協は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、PLAY!への広告の掲載が適切でないときと体協が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、PLAY!への広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により体協に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、PLAY!側の都合でPLAY!を一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、PLAY!が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 体協は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をPLAY!から削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第18条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等をPLAY!に請求しないものとする。

- (1) PLAY!のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。
- (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他PLAY!のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止。

(リンク先の変更)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日の1週間前までに体協に申し出るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第20条 広告主は次の各号を確約すること。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）の関係者でないこと。
- (2) 代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等でないこと、又は暴力団等への資金提供を行う等の交際関係がないこと。
- 2 広告主は、次の各号の行為を行わないことを確約すること。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、体協に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係者が暴力団等である旨を伝える行為。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、体協に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、体協の名誉や信用を毀損する、又は毀損するおそれのある行為。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、体協の業務を妨害する、又は妨害するおそれのある行為。
- 3 広告主が1項又は2項の規定に違反した場合、体協は何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、本契約の解除により広告主に損害が生じても、体協は損害賠償の責を一切負わないものとします。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別途協議する。

附則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。